

平成29年度

登米市老人保健施設事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第20号

平成29年度登米市老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度登米市老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 入所利用者数	26,394人
うち短期入所者数	3,553人
(2) 通所利用者数	7,419人
(3) 一日平均入所者数	72人
うち短期入所者数	10人
(4) 一日平均通所利用者数	24人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 老健事業収益		417,569千円
第1項 事業収益		397,152千円
第2項 事業外収益		20,417千円
	支	出
第1款 老健事業費用		460,436千円
第1項 事業費用		419,184千円
第2項 事業外費用		14,358千円
第3項 特別損失		26,894千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		61,713千円
第1項 出資金		38,958千円
第7項 他会計負担金		22,755千円

	支 出
第1款 資本的支出	61,713千円
第1項 建設改良費	22,755千円
第4項 償還金	38,958千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 300,024千円

(2) 交際費 29千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、18,897千円と定める。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施 孝 尚